

件名	愛媛県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	水道法第19条第3項、第34条第1項
<p><b>【制定の概要】</b></p> <p><b>○制定の経緯について</b>  地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により水道法（昭和32年法律第177号）の一部が改正されたことに伴い、これまで政令で定められていた地方公共団体が設置する専用水道の水道技術管理者の資格基準について、地方公共団体の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものである。</p> <p><b>○条例により定めることとなった基準</b>  県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格基準。</p> <p><b>○制定内容</b>  これまで政令で定められていた国の基準と同一の基準を制定する。</p>	
施行日	公布の日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><b>○水道技術管理者</b>  水道技術管理者は、各水道事業に1人ずつ配置されることとなっており、水道の管理について技術上の業務を担当する。所掌事務としては、水道施設が施設基準に適合しているかの検査、水質検査、衛生上の措置、給水の停止等である。</p>	